

令和8年度 観光・産業連携拠点整備基本設計等業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、愛川町（以下「発注者」という。）が実施する令和8年度 観光・産業連携拠点整備基本設計等業務委託に適用する事項を示すものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、観光・産業連携拠点の整備において、今後の事業を進めるにあたり、令和7年度に改定した基本計画を参考に与条件を整理・検討し、当該区域における測量・湧水の水質調査を実施するとともに、新設の都市計画公園に係る都市計画事業認可の取得に必要な法定図書及び図面等関係資料の作成並びに支援に加え、工事实施に向けた基本設計及び図面・概算工事費等関係資料の作成を行うものである。

(作業計画等の提出及び承諾)

第3条 受注者は、本仕様書及び準拠法令等の内容を把握し、契約締結後、速やかに工程表、業務着手届、管理技術者届、照査技術者届、管理技術者経歴書、照査技術者経歴書、作業実施計画書及び各資格に係る登録証の写しを発注者に提出し承諾を受けるものとする。
なお、作業計画等を変更する場合も同様とする。

(作業実施体制)

第4条 受注者は、発注者の意図及び目的を理解した上で、次の各項に掲げる適切な作業実施体制を整えなければならない。

- 2 受注者は、本業務にあたり技術上、工程上の管理等を総括する者として、管理技術者を定めるものとし、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）又は RCCM（造園）の有資格者であり、近隣公園規模以上の都市公園設計に関する業務実績を有する者を配置するものとする。
- 3 照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方都市）の有資格者とする。
- 4 担当技術者のうち1名以上、1級建築士の有資格者を配置するものとする。
- 5 担当技術者のうち1名以上、測量士の有資格者を配置するものとする。
- 6 適切な情報管理を行うため、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である、ISO27001（日本工業規格 JIS Q 27001）の写しを発注者へ提出するものとする。
- 7 成果品の質の維持向上等の観点から、業務着手時に、次の認証証明書等の写しを発注者へ提出するものとする。
 - (1) ISO9001（品質マネジメント）
 - (2) ISO14001（環境マネジメント）

(工程管理)

第5条 受注者は、前条の作業計画書に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

- 2 受注者は、本業務の進捗状況を適宜、発注者に報告を行わなければならない。

(業務概要)

第6条 本業務実施にあたっては、第2条に規定する目的を達成するために必要な業務を実施するものとする。

1. 公園種別 地区公園
2. 面積 約3.50ヘクタール
3. 地形 丘陵地
4. 難易度 標準的な設計

(基本設計業務【公園】)

第7条 当公園について、基本設計策定業務を行うものとする。

- (1) 与条件の細部検討
- (2) 諸施設の検討及び設定
- (3) 基本設計図の作成
- (4) 調整池計画図の作成
- (5) 概算工事費の算出
- (6) 基本設計説明書の作成
- (7) 照査
- (8) 鳥瞰図又は透視図の作成

(基本設計業務【建築】)

第8条 当公園における、複合施設の基本設計策定業務を行うものとする。主な検討項目は下記のとおりとする。

- (1) 2階建て(床面積500㎡程度×2階建て)
- (2) S造または木造(協議により決定するものとする)
- (3) 建築物の種類(想定): 業務施設、商業施設
- (4) 施設概要(予定): 公園管理事務所、多目的室、屋内遊具室、物産販売所、
フードコート・テラスを有する施設
- (5) 基本設計に関する標準業務(総合、構造、設備)
主な設計業務内容について以下に示す。
 - ・設計条件等の整理
 - ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
 - ・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
 - ・基本設計方針の策定
 - ・基本設計図書の作成
 - ・概算工事費の検討
 - ・基本設計内容の建築主への説明等

(測量業務)

第9条 作業数量は下記のとおりとする。調査項目・数量については、現場状況に応じて、協議の上、適宜変更するものとする。

- (1) 3級基準点測量(復元含む): 3点
- (2) 4級基準点測量(復元含む): 8点

- (3) 地形図修正（補助基準点含む）：3,390㎡(別添「測量範囲図」内、測量①～④)
- (4) メッシュ測量（道路部内）：1,790㎡(別添「測量範囲図」内、測量①～③)

（都市計画決定図書作成支援業務）

第10条 作業内容は下記のとおりとする。なお、対象は当該公園区域全域を対象とする。

- (1) 計画準備
- (2) 原案の作成
- (3) 法定協議資料の作成
- (4) 縦覧図書の作成
- (5) 都市計画審議会資料の作成
- (6) 法定図書の作成
- (7) 当該公園区域のGISデータ作成

（水質調査業務）

第11条 本事業において、当該公園区域内にある湧水が安全基準を満たし利活用できるか確認をするため、水質調査(1回を想定)を実施するものとする。実施内容については、水勢のほか水道法における以下の基本11項目について、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」に基づき行うものとするが、詳細は発注者と協議の上決定するものとする。

- (1) 一般細菌
- (2) 大腸菌
- (3) 亜硝酸態窒素
- (4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (5) 塩化物イオン
- (6) 有機物（TOC）
- (7) pH値
- (8) 味
- (9) 臭気
- (10) 色度
- (11) 濁度

（関係者協議支援）

第12条 当事業においては、発注者と神奈川トヨタ自動車株式会社の間で、観光・産業連携拠点整備に関する基本協定書が締結されているところから、必要に応じて関係者協議の支援を行うものとする。

（協議・打合せ）

第13条 受注者は、発注者と協議又は打合せを行ったときは、その都度、協議記録又は打合せ記録を作成し、相互に確認するものとする。なお、本業務全体での打ち合わせ想定回数は5回を予定するものとする。

(成果品の提出)

第14条 受注者は、本業務が完了したときは、次条に示す成果品を業務完了届とともに発注者に提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、本仕様書に定めがある場合又は発注者の指示する場合は、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

(成果品)

第15条 納入する成果品は、以下のとおりとする。

(1) 基本設計業務（公園）各種資料 一式

- ・基本設計図
- ・基本設計説明書
- ・工事費算出書
- ・工事費算定資料
- ・照査報告書
- ・鳥瞰図又は透視図

(2) 基本設計業務（建築）各種資料 一式

- ・基本設計説明書
- ・工事費算出書
- ・工事費算定資料

(3) 測量業務各種資料 一式

- ・測量成果

(4) 都市計画決定図書作成支援業務 一式

- ・各種作成資料

(5) 水質調査業務 一式

- ・調査報告書

(6) その他、発注者及び受注者と協議により必要と認められたもの 一式

(7) 前号の成果品について、図面類は.dxf形式又は.sfc形式、その他はエクセル形式又はワード形式等適切なファイル形式で作成の上、HDD等の媒体に格納するものとし、正副2部提出するものとする。

(適用基準等)

第16条 本業務においては、以下の技術基準を適用する。

(1) 国土交通省業務報酬基準（令和6年国土交通省告示第8号）

(2) 神奈川県公園緑地設計業務等委託積算基準

(3) 神奈川県設計業務等標準積算基準書

(検査)

第17条 受注者は、業務完了届を発注者に提出する際には、義務付けられた資料の整備がすべて完了していなければならない。

2 発注者は、管理技術者の立ち会いの上、本業務の状況について、書類、記録及び写真等により、本業務の完了確認及び成果品等の検査を行うものとする。

3 発注者から本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者

は速やかに修正を行い、再検査を行うものとする。

4 発注者が実施する検査合格した時をもって本業務の完了とする。

(成果品の帰属)

第 18 条 本業務における成果品については、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を受けず複製し又は他に公表・貸与してはならないものとする。

(損害賠償等)

第 19 条 本業務遂行中に生じた諸事故や、発注者もしくは第三者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理するものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を、いかなる場合であっても発注者の許可なしに他に漏らしてはならない。

(データの消去)

第 21 条 受注者は、本業務において貸与もしくは作成されたデータを業務完了後にはすべて消去しなければならない。ただし、発注者が特別に保管管理を指示したデータについては、この限りではない。その場合は、受注者は保管証を発注者に提出しなければならない。

(契約不適合等)

第 22 条 受注者は、本業務完了後、受注者の過失等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

(疑義)

第 23 条 本仕様書に記載の無い事項又は疑義を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、決定するものとする。